明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

# 官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔省　令〕

○独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（**財務・経済産業**三）　二

○教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（**文部科学**二八）　三

○免許状更新講習規則の一部を改正する省令（**同**二九）　三

○商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**経済産業**四七）　四

○商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律に基づき全国商工会連合会及び日本商工会議所が行う債務の保証に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（**同**四八）　五

○独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務（産業基盤整備業務を除く。）に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（**同**四九）　六

〔告　示〕

○免許状更新講習規則第四条第二項に規定する事項の詳細な内容及び同令第六条に規定する修了認定の基準を定める告示を廃止する告示（**文部科学**一三六）　六

○商標法第四条第一項第二号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたバチカン市国の紋章及び記章を指定した件（**経済産業**一九二）　六

○商標法第四条第一項第二号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたサンマリノ共和国の記章を指定した件（**同**一九三）　六

○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された欧州連合司法裁判所の標章を指定した件（**同**一九四）　七

○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたカリコム競争委員会の標章を指定した件（**同**一九五）　七

○商標法第四条第一項第五号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたマレーシアの監督用又は証明用の印章又は記号を指定した件（**同**一九六）　七

○商標法第四条第一項第五号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたアルゼンチン共和国の監督用又は証明用の印章又は記号を指定した件（**同**一九七）　八

○商標法第四条第一項第二号及び第五号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたデンマーク王国の記章及び印章を指定した件（**同**一九八）　八

○商標法第四条第一項第五号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたエクアドル共和国の監督用又は証明用の印章又は記号を指定した件（**同**一九九）　一五

○小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会及び商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所に対する基本指針を定めた件（**同**二〇〇）　一六

〔公　告〕

諸事項

**裁判所**

破産、免責、再生関係　一九

**特殊法人等**

独立行政法人都市再生機構、独立行政法人国立文化財機構出品預証書紛失に伴う証書の無効、平成二十五事業年度・年度財務諸表（独立行政法人水産大学校・独立行政法人産業技術総合研究所、全国健康保険協会）、西日本高速道路株式会社工事完了、阪神高速道路株式会社工事完了、住宅型式性能認定、日本弁護士連合会裁決関係　二六

**地方公共団体**

行旅死亡人関係　二六

**会社その他**

**会社決算公告**　八〇